

原著

名張毒ぶどう酒事件 奥西勝さんの社会復帰の検討（１）

脇 田 吉 隆

神戸学院大学 総合リハビリテーション学部
社会リハビリテーション学科

【要約】 本稿は、51年前に三重県名張市葛尾部落で発生した名張毒ぶどう酒事件において、現在死刑囚として、名古屋拘置所から東京八王子医療刑務所に移送され収監されている再審請求人・奥西勝さんが、事件発生から現在の第7次再審請求まで「無実」を訴えている裁判状況を概説する。一審無罪判決が二審で有罪死刑判決、最高裁で確定するという日本の裁判史上前例のない裁判である。さらに再審開始と刑の執行停止の決定が出されたにもかかわらず、それが取り消され再審請求を棄却する決定が出された。最高裁でその取り消し決定が「科学的知見に基づくものでない」という理由で差し戻されたにも関わらず、再び請求棄却決定が出されるという「怒り」を覚える裁判である。このような裁判経過は憲法が保障する「適正な刑事手続き」と「疑わしきは被告人の利益」という刑事裁判の鉄則が再審請求事件にも適用されるとした最高裁「白鳥・財田川決定」に違反している。この刑事裁判の鉄則が厳格に適用されれば、奥西勝さんは、一審の無罪判決が確定し、再審請求においても、開始決定と無罪判決が確定して、「社会復帰」が実現する。

キーワード：奥西勝さん、えん罪事件、死刑再審請求事件、社会復帰、世紀を超えた岩窟王、
「鉄則」と「原則」の適用

I はじめに

奥西勝さんは現在87歳〔1〕で死刑囚として八王子医療刑務所に収監されている。「命のある限り無実を訴える」として、裁判所に再審請求を行っている。事件発生以降すでに51年が経過している。戦後の死刑再審無罪確定4事件以来、死刑事件で再審開始・無罪が確定した事例はない。その死刑再審無罪が確定した事例で、事件発生から再審無罪判決までの年月は、免田事件（免田栄さん）34年、財田川事件（谷口繁義さん）34年、松山事件（斉藤幸夫さん）29年、島田事件（赤堀正夫さん）45年、この年月だけを見ても、奥西勝さんの

悲痛な無実の訴えが超人的で敬服する精神力であり、私は「世紀を超えた岩窟王」〔2〕と呼んでいる。「世紀を超えた」死刑囚として独房に収監されている姿を想像し、奥西勝さんの「社会復帰」を課題とするならば、これまでの法的思考と論理を根本的に見直し、新しい思考と論理を提起しなければならない。この論稿が長年この事件の研究と支援運動に関わってきたものの責任を果たす機会になると考えている〔3〕。

II 事件の概要

1961（昭和36）年3月28日、三重県名張市葛尾

部落の公民館で開かれた生活改善クラブ「三奈の会」の総会後の懇親会でぶどう酒を飲んだ女性会員5名が死亡し、12人が重軽傷（中毒症状）を負う事件が発生した。飲み残しのぶどう酒から農薬テップ剤の成分が検出されたため、事件は大量殺人を狙った毒殺事件として注目され捜査が開始された。奥西勝さん（当時35歳）は、ぶどう酒を総会の会場である公民館に運んだことから連日、早朝から深夜まで厳しい取調べを受け、同年4月2日の深夜から3日未明にかけて、「自白」し、午前4時に逮捕状が執行された。「自白」の内容は、奥西勝さんは、三角関係の清算のために、懇親会で出される女性用のぶどう酒に農薬を混入して二人とも殺害しようと決意し、自宅にあった農薬（ニッカリンT）を前日から竹筒に入れて準備し、事件当日、ぶどう酒を公民館に持ち込んだ直後に栓を開け、農薬を混入したというものである。しかし、「自白」を裏付ける証拠（例えば、事件当日の朝に名張川に捨てたという使い残りの農薬瓶）は発見されなかった〔4〕。

Ⅲ 裁判の経過と争点

奥西勝さんは、殺人・殺人未遂罪で起訴されたが、捜査段階でした「自白」を起訴直前に撤回して否認に転じ、以後現在まで一貫して無実を訴えている〔5〕。第一審判決（津地裁1964年12月23日）「裁判長：小川潤、裁判官：岡田利一、高橋爽一郎」は、検察官が、ぶどう酒が葛尾部落に届けられたのが事件当日の午後5時前後であり、その直後にそれを公民館に運び、公民館で約10分間一人でいた奥西勝さんにしか犯行機会がなかったとして、「自白」を除いても犯人は奥西勝さんと断定できると主張した点について、提出された証拠では同じ時刻に同一人が5キロ以上離れた場所にいたことになるなどとして、被告人奥西勝さんを犯人と断定することはできないとして「無罪」

を言い渡した〔6〕。

刑事裁判の鉄則である「疑わしきは被告人の利益に」が厳格に適用された判決である。

しかし、第二審控訴審判決（名古屋高裁1969年9月10日）「裁判長：上田孝造、裁判官：斎藤寿、藤本忠雄」は、ぶどう酒到着時刻が事件当日の午後4時45分から5時3、4分ころまでであれば、犯行機会は奥西勝さんが公民館で一人になった10分間以外に存在しないとし、ぶどう酒の4つ足替栓を歯で噛んで明け、所持していたニッカリンTを混入したと認めるに足り、被告人の自白調書を待つまでもなく、被告人の犯行と断定するに何ら支障はないとして、有罪死刑判決を言い渡した〔7〕。

この判決は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を「原則」と理解したのであるか。そして「原則」から「例外」を認めることができるかと考える立場から、検察官の有罪立証が不十分であっても、有罪判決を言い渡せると判断したのであるか。

この有罪死刑判決によって、奥西勝さんは死刑囚として名古屋拘置所に収監された。

第三審上告審最高裁第1小法廷判決（最高裁判決1972年6月15日）「裁判長：岩田誠、裁判官：大隅健一郎、藤林益三、下田武三、岸盛一」は、上告理由がないとして、上告棄却の判決であり、死刑判決が確定した〔8〕〔9〕。

Ⅳ 再審請求における争点と検討

A 第4次再審請求まで

死刑が確定した奥西勝さんは、無実を訴え、独力で第1次から第4次までの再審請求を行ったが、いずれも短期間で棄却された。その後この事件は日本弁護士連合会（日弁連）が1973年10月委員会を設置して支援事件となり、新しい段階に入った。

B 第5次再審請求

第5次再審請求は、1977年5月28日に名古屋高裁に申し立てられ、請求審だけでも11年に及んだ。初めて本格的な事実調べが行われ、歯痕鑑定の証明力を争う新証拠、ぶどう酒到着時刻、奥西勝さんが公民館で一人になった10分間の問題、竹筒によるニッカリンTの運搬、犯行の動機や竹筒の処分等の新証拠が提出された。しかし、請求審は棄却決定（名古屋高裁刑事第1部決定1988年12月15日）「裁判長：山本卓、裁判官：油田弘佑、向井千杉」であった。その理由は、新証拠である歯痕鑑定によって旧鑑定の証明力が大幅に減殺されたとしても、「自白調書を除いた爾余の証拠だけでも請求人が本件確定判決判示通りの犯行をしたと断定するになんら支障がないとした本件確定判決の判断には賛同できない」と指摘したが、本件状況証拠に自白を併せて総合判断すれば、請求人の犯行であったと認定するに支障がないと結論づけた。

再審請求人奥西勝さん・名張事件弁護団は12月19日直ちに異議申立を行った。

異議審では、上記の新証拠に加えて、本件犯行に用いられたとされる農薬ニッカリンTが赤色に着色されていた事実など新証拠が提出された。しかし、異議審も棄却決定（名古屋高裁刑事第2部決定1993年3月31日）「裁判長：本吉邦夫、裁判官：前原捷一郎、岡村稔」であった。

本件犯行に用いられたニッカリンTが無着色のものである証拠はなく、白ぶどう酒に赤いニッカリンTを混入すれば変色により不審を招いたはずであるとの弁護団の実験に基づく主張も、実験の条件が本件ぶどう酒の場合と同一であるといえないか証拠価値に乏しいとして斥けたのである。

再審請求人奥西勝さん・名張事件弁護団は最高裁に直ちに特別抗告を行った。名張事件再審請求におけるはじめての最高裁の審理であったが、特別抗告審も棄却決定（最高裁第3小法廷決定1997

年1月28日）「裁判長：大野正男、裁判官：園部逸夫、可部恒雄、千種秀夫、尾崎行信」であった。最高裁決定は、本件確定判決、すなわち死刑判決についての証拠構造は、①場所と機会に関する状況証拠②犯行現場の公民館から発見された4つ足替栓の傷痕に関する鑑定③捜査段階の自白調書、以上3つの証拠群からなる。新証拠である土生鑑定等により、②旧3鑑定「いずれもその証明力が大幅に減殺されたことが明らかである」が「替栓上の傷痕が人の歯痕であるか、あるいは人の歯痕である可能性が強く、また、それが請求人（申立）の歯牙によって印象されたとしても矛盾は生じないとした原決定の認定は、正当として是認することができる」とし、「前記①および③の各証拠群の証明力が否定される関係に立つともいえない」から、総合評価の段階では、①について、公民館から発見されたぶどう酒の王冠や封緘紙には2度開栓された痕跡がないから、ぶどう酒の到着時刻のいかんにかかわらず請求人以外に犯行機会がない、③については、請求人は「捜査機関が既に入手していた資料から創作できるとは考えられないような具体的な自白」をし、その内容も「客観的状况・・・と矛盾なく符号していると認められる」として、信用性を肯定している。決定は結論だけを述べるに等しい判断である。最高裁決定は、「犯行の機会に関する状況証拠から、請求人が本件犯行を犯したと認めることができ、これに信用性が高いと認められる請求人の自白を総合すれば、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じる余地はない」と再審請求を棄却した。自白内容の信用性については、自白内容をみれば明かに疑問であり、そこには「秘密の暴露」もない。粗雑な信用性判断であると批判されている[10]。さらに、「疑わしきは被告人の利益という刑事裁判の鉄則は再審請求にも適用される」とし、「確定判決における事実認定」に合理的疑いを抱かせれば足りる、すなわち有罪認定の証拠構造を動揺させ

れば足りるとした「白鳥・財田川決定」とその後の誤判救済のなかで確立されてきた明白性判断と明らかに矛盾する決定である [11]。

C 第6次再審請求

再審請求人奥西勝さん・名張事件弁護団は、第5次再審請求の特別抗告棄却決定の5日後の1997年1月30日に第6次再審請求を名古屋高裁に行った [12]。第6次再審請求の新証拠は、事件当時の名張警察署長が捜査状況を記録したノートであった。そこには、ぶどう酒到着時刻が当日の午後3時前であること、奥西勝さんには公民館で一人になる時間帯がなかったことなどか記録されていた。しかし、第6次再審請求の各決定はすべて棄却決定であった。請求審決定は1998年10月8日、異議審決定1999年9月10日、特別抗告審決定2002年4月8日「裁判長：町田顕、裁判官：井嶋一友、藤井正雄、深澤武久、横尾和子」である。それらの決定は、新証拠であるノート等の記載に旧証拠の証明力を減殺する証明力がないことを理由に、新旧証拠の総合評価をすることなくいずれも棄却であった。

D 第7次再審請求

1 「励まし」の再審開始と刑の執行停止

請求審決定

再審請求人奥西勝さん・名張事件弁護団は、第6次再審請求の特別抗告棄却決定の2日後の2002年4月10日に第7次再審請求を名古屋高裁に行った。第7次再審請求の新証拠としては、再現・複製した王冠を用いた開栓実験や4つ足替栓の足の折れ曲がりから歯による開栓を否定した石川鑑定、本件で使用された農薬がニッカリンTとは製法が異なる別のテップ剤であるあることを明らかにした佐々木・宮川鑑定、自白どおりの開栓方法では現場から発見された封緘紙の破断状況にはならないことを示した鈴木鑑定、ニッカリンTに使

用されていた着色料を特定し、着色されたニッカリンTが本件で使用されたことに対して疑問を提起した実験報告書などである。第7次再審請求は第5次再審請求以来行われていなかった事実調べとして鑑定人尋問が行われた。

そして、第7次再審請求審は、ついに「再審を開始し、死刑の執行を停止する」決定（名古屋高裁刑事第1部決定 2005年4月5日）「裁判長：小出諄一、裁判官：伊藤納、岩井隆義」を行った。奥西勝さんに死刑判決が言い渡されてから38年にして、無罪の光がさしたのである。奥西勝さんに「励まし」を与える決定である。

開始決定の論理は、一審無罪判決と同様、本件証拠から奥西勝さんを犯人として断定することしできない。開始決定は、2度開栓がないとした第5次特別抗告審決定の前提を覆して、封緘紙を破らないで開栓が可能であることを示した開栓実験であり、自白の信用性に疑問を示し、本件犯行に用いられた毒物が、請求人が事件の前年に薬局から購入して所持しており、自白においても使用されたとされるニッカリンTとは異なる製法によって製造されたテップ剤である可能性を示し、奥西勝さんが所持していたニッカリンTが事件後に所在不明となったという事実が持つ状況証拠の価値を大幅に弱め、自白が客観的証拠と矛盾することを示している。佐々木・宮川鑑定は、ニッカリンTをぶどう酒に混入したという奥西勝さんの捜査段階の自白の証明力を否定するものであり、虚偽自白が捜査段階で作成されたことになる。本件再審開始決定は、新旧全証拠の総合評価を行い、自白の総合評価では、開栓方法やニッカリンTの使用など客観的事実に反する疑いがあり、重要な事項について合理的な理由のない不自然な変遷があり、真犯人であれば当然言及したである事項に関する供述がないこと、内容的にも不自然・不合理な点が多く、信用性に重大な疑問があると指摘する。確定判決の有罪認定には合理的な疑いが生じ

ているとして、再審を開始するとしたのである。この判断は、刑事裁判の鉄則である「疑わしきは被告人の利益に」は再審請求事件についても適用されるとした「白鳥・財田川決定」を厳格に適用したと評価できる。

しかし、この再審開始決定は確定することなく、検察官が異議申し立てすることになる。

2 「怒り」の再審開始決定取消と再審請求棄却 異議審決定

再審開始決定について検察官の異議申し立てにより、第7次再審請求は、名古屋高裁判事第2部で異議審が審理されることになった[13]。そして、異議審決定（名古屋高裁判事第2部決定2006年12月26日）「裁判長：門野博、裁判官：村田健、松岡幹生」は再審開始決定を取消し、再審請求を棄却する決定を下したのである[14]。この棄却決定は、弁護団の実験で示された開栓方法は特異な方法であって実際に行われたとは考えられない。4つ足替栓の足の折れ曲がり、歯による開栓と手指による圧迫として生ずる可能性がある。ニッカリンTは含まれる不純物が当時の検査によっては検出されなかった可能性があるなどとして、新証拠が旧証拠に与える影響を否定した。決定は、「対照検体、事件検体共にトリエチルピロホスフェートが含まれていたとしても、対照検体は、事件検体ほどに希釈されていなかったと考えられ、対照検体の方がはるかに検出されやすい条件にあったといえることができる。そのような有利な条件下においても、トリエチルピロホスフェートが『うすい』という程度にしかペーパークロマトグラフ上に捕捉できなかったのであるから、自供によれば、それ以上に希釈されていたことになる事件検体においては、検出限界を下回って、ペーパークロマトグラフ上に検出できなかったとしても決しておかしくないように思われる。本件毒物はニッカリンTであり、トリエチルピロホスフ

ェートもその成分として含まれていたけれど、三重県衛生研究所の試験によっては、それを検出することができなかったと考えることも十分可能である。」と判断した。この異議審決定の問題点は、「可能性」を言うのみであって、新証拠には、それと直接に対立する旧証拠の価値を否定できなければ再審請求を棄却するという判断方法である。つまり「白鳥・財田川決定」の判断方法はとられていない。裁判官の刑事裁判の鉄則と「白鳥・財田川決定」に対する皮相的な理解と非難されてもよい。

3 「励まし」の再審請求棄却決定取消と差戻 最高裁決定

再審請求人奥西勝さん・名張事件弁護団は、再審請求棄却決定から9日後の2007年1月4日に、最高裁に特別抗告を行った。そして2010年4月5日最高裁第3小法廷は特別抗告決定「裁判長：堀籠幸男、裁判官：藤田宙靖、那須弘平、田原睦夫、近藤崇晴」を行った[15]。

その決定は、異議審決定を破棄し、「審理不尽」を理由に名古屋高裁に差し戻した。その理由として、「対照検体についてRf0.58のスポットが『うすく』しか検出されなかったことの合理的説明ができていない」さらに、「TEPPとDEPは現に検出されているのに、トリエチルピロホスフェートのみが検出限界を下回って検出されなかったこと」の理由も合理的に説明できない」という問題点があり、異議審決定が佐々木・宮川鑑定の証明力を否定したことは、「科学的知見に基づく検討をしたとは言えず、その推論過程に誤りがある疑いがあり、いまだ事実は解明されていないのであって、審理が尽くされているとは言えない。これが原決定に影響を及ぼすことは明らかであり、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる」とした。さらに差戻審の審理のあり方について付言している。すなわち「原審において、

三重県衛生研究所の事件検体のペーパークロマトグラフ実験でRf0.58のスポットが検出されなかったのは、所論のいうように、事件検体にニッカリンTが含まれていなかったためなのか、あるいは、検察官が主張するように、試験検体にニッカリンTが含まれていたとしても、濃度が低かった上、トリエチルピロホスフェートの発色反応が非常に弱いこと等によるものなのかを解明するため、申立人側からニッカリンTの提出を受けるなどして、事件検体と類似の条件でペーパークロマトグラフ実験を実施する等の鑑定を行うなど、更に審理を尽くす必要がある。」とした。さらにこの決定には差戻審理のあり方について「必要最小限の範囲に限定し効率良くなされる」ことを求めた田原睦夫裁判官の補足意見がある。この決定の評価については、新証拠によって旧証拠による有罪認定に対する疑問が提起された場合には、その疑問に答えるためには、思弁的な可能性で否定することは許されず、とりわけ科学的鑑定の価値を否定するには、「科学的知見に基づく」合理的な説明がなされなければならないと考えられるから、最高裁決定は、「白鳥・財田川」決定の鉄則を適用したものと評価できる。しかし問題点を指摘することもできる。最高裁決定は「いまだに事実が解明されていない」と「審理不尽」を理由に差戻しをした。請求人側が提出した新証拠によって、本件毒物がニッカリンTではなかった可能性が生じ、その可能性を検察官は異議審において反証をあげて否定することができなかったのである。異議審決定も科学的合理性を持って本件毒物がニッカリンTであったと説明することができず、最高裁決定は、その点について、異議審決定の判断は「科学的知見に基づく検討をしたとは言えず」と否定したのである。最高裁決定は、新証拠は有罪認定について対する疑問は解消されていないと認めているのである。再審請求を棄却する論理の破綻は明らかであると言わざるを得ない。そうであ

るのであれば最高裁は、差戻しをせず、自判して異議審決定を破棄して再審開始決定を確定させるという問題解決方法が最も適切であったと考えられる。なぜなら、検察官には、新証拠に対する反証の機会、異議審段階ですでに与えられていたにも関わらずそれに成功していなかったからである。

この最高裁決定により、第7次再審請求は、名古屋高裁刑事第2部で差戻異議審として、さらに審理されることになった。

V 検討のまとめと今後の課題

名張毒ぶどう酒事件において、裁判所によって「刑事裁判の鉄則」である「疑わしきは被告人の利益に」が厳格に適用された場合は、無罪判決及び再審請求で再審開始決定の決定が示されている。一方で、この「鉄則」を「原則」と理解して、「例外」が認められる場合があるとして適用された場合は、有罪判決及び再審請求棄却ないし再審開始決定取消が示されている。たとえそれを「例外」と理解したとしても、「例外」が適用される場合を、説得力ある「理論」で説明しなければならない。棄却決定が言うような「可能性」で説明することは許されない。このことは、地裁及び高裁だけでなく、最高裁における判断手法にも当てはまる。

さらに、憲法が保障する適正な刑事手続も、裁判所の判断は大きく異なる。それは、刑事訴訟法という憲法よりも下位規定の法規が実際の裁判手続には通常は適用されるからである。最高裁への上告理由は、憲法判断、判例違反、重大な事実誤認に限られる。事実認定については、通常では、最高裁では審理の対象にならない。しかし、この名張毒ぶどう酒事件では、再審請求特別抗告審の争点は、下級審の確定判決と決定の事実認定を争うものとなっている。さらに、「科学的知見に基

づく」科学鑑定であるかどうか争点になっている。まさに専門家の鑑定を裁判官がどのような「推論」で思考するかによって、判断が分かれる結果になっている。

再審請求人・奥西勝さんが「無実を訴える」理由は、「犯行」を行っていないというただ一つの真実を主張していることである。この「真実の訴え」を裁判官は真摯に耳を傾けなければならない。それを今後の再審請求の審理で実現していくことが課題である。日本国憲法においては、憲法第31条が「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」（No person shall be deprived of life or liberty, nor shall any other criminal penalty be imposed, except according to procedure established by law）とする「適正手続の保障」を規定する。さらに憲法第32条が「裁判を受ける権利」（the right of access to courts）を保障する。筆者はこれらの刑事手続に関する人権規定が再審請求事件における死刑再審請求人に適用されるという考え方を主張する [16]。

【注】

- [1] 奥西勝さんは、1926（大正15）年1月14日生まれで、事件発生当時35歳であった。
- [2] 私が「世紀を超えた岩窟王」と呼ぶ由来は、「昭和の岩窟王」と言われる「石田石松昭和の岩窟王事件」である。大正時代に名古屋で発生した強盗殺人事件で、事件発生から半世紀後に再審で無罪を勝ち取った事件である。
- [3] 私がこの事件に関わりを持つようになったのは、1991年9月に事件が発生した現場の現地調査に参加したことがきっかけである。
- [4] 事件の概要については、判決文、学者・研究者の論稿、支援する会の資料等を参考にしてまとめた。
- [5] 裁判の争点は多岐にわたる。ぶどう酒が出されることが決定した日時、物証であるぶどう酒の栓、封緘紙の発見場所、ぶどう酒が会長宅には

運ばれた時刻、被告人の自白調書、関係人の供述調書等である。

- [6] 一審無罪判決で注目される点は、ぶどう酒到着時刻は事件当日の午後4時より前であると認定し、これに反する午後5時過ぎ到着という関係人の供述の変更を「検察官の並々ならぬ努力の所産であり、このことは各該当の調書を一読すれば容易にこれを理解し得る」とし、被疑者・関係人の取調べにおいて検察官の誘導があったことを指摘していることである。
- [7] 二審有罪死刑判決の問題点として、一審無罪判決に対して、検査官の控訴（上訴）の違憲性、さらに二審控訴審裁判所が破棄自判で有罪死刑判決することができるのは、限定されなければならない、一審に差戻さなければならない。
- [8] 被告人は、刑事訴訟法第405条の適正手続違反等の憲法違反、判例違反として、上告したが、最高裁は、控訴審判決に対して事実誤認を争う途が閉ざされていても、憲法違反ではなく、職権で刑事訴訟法第411条第3号「判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認」を適用すべきものとも認められないという判断をした。私はこの判決文を読んだとき、大学・大学院時代に「商法」を教わった大隅健一郎裁判官の名前を見つけたときの驚きとその当時この事件を知っていれば、判決文への関わりについて聞いておくべきだった。
- [9] この事件では、検察官は、第一審津地裁の無罪判決の事実認定について第二審名古屋高裁控訴審で争う機会が与えられていたが、被告人は第二審名古屋高裁控訴審判決の有罪死刑判決の事実認定を争う機会が一度もないまま判決が確定している。果たしてこれで被告人に憲法が規定する「公正な裁判所の裁判を受ける権利」を保障したことになるかどうか、疑問である。さらに、下級審の無罪判決を上級審が破棄自判することは「検察官上訴の違憲性」と「被告人の防御権の侵害」という憲法と刑事訴訟法に関係する大論点である。この点については別の機会に論ずる。この論点については名張事件の弁護団長で刑事訴訟法研究の大家であった平場安治教授から大学院時代の「刑事訴訟法」で教えを受

けたことによる。

- [10] 詳しくは、川崎英明「名張事件・最高裁棄却決定を問う」法学セミナー510号 1997年 11頁参照。

- [11] 「白鳥決定」（1975年5月20日刑集29巻5号177頁）「第1小法廷、裁判長：岸上康夫、裁判官：藤林盆三、下田武三、岸盛一、団藤重光」とは、刑事訴訟法第436条の「新証拠」について、「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生じせしめれば足りるという意味において、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用される」というものである。「財田川決定」（1976年10月12日刑集30巻9号1673頁）第1小法廷、裁判長：岸盛一、裁判官：下田武三、岸上康夫、団藤重光」とは「この原則（「疑わしきは被告人の利益に」の原則）を具体的に適用するにあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもって足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるのである。このことは、単なる思考上の推理による可能性にとどまることをもって足りとするものでもなく、また、再審請求を受けた裁判所が、特段の事情もないのに、みだりに判決裁判所の心証形成に介入することを是とするものでもないことは勿論である」というものである。これらの決定を「白鳥・財田川決定」と呼んでいる。筆者は不満の残る点がある。この二つの決定は、最高裁第1小法廷の同じ裁判官構成によって出されているにも関わらず、「鉄則」と「原則」を意図的に使い分けているのか、この言葉の理解・解釈が後の再審請求事件への適用に曖昧さを残すことになったのではないだろうか。

- [12] 再審請求人と弁護団は再審請求が棄却されれば、すぐに上級審に異議申立ないし特別抗告を行っている。そして特別抗告が棄却されれば、次の再審請求をすぐに申し立てている。それは理由のあることである。通常裁判では、控訴は判決の日から2週間以内にしなければならないが（刑事訴訟法第373条）、再審請求棄却に対する不服申立としての即時抗告、異議申立の提起期間は3日である（刑事訴訟法第422条、第428条第3項）。それを過ぎれば棄却決定が確定する。特別抗告が棄却決定されれば決定は確定する。刑が確定すれば、刑が執行されることになるのである。死刑囚の刑の執行とは絞死刑の執行である。もちろん法務大臣の死刑執行命令が出されなければ執行はない。最高裁判決・決定が出されても訂正を申し立てることができるので、確定するので10日後であるときがある。しかし過去にハンセン病患者の死刑再審請求事件であった「藤本事件・藤本松夫さん」は再審請求棄却決定直後に死刑の執行が行われた。さらに「長崎雨やどり殺人事件・小野照雄さん」は再審請求中に死刑が執行されたのである。詳しくは竹沢哲夫・山田善二郎編著『再審・えん罪小史』イコリティィ、1993年を参照。再審請求は「刑の執行」を直接停止するものではないと解されている、裁判の審理中に死刑の執行はあってはならないことである。事後的救済では「命」の救命はできないからである。

- [13] 筆者は、通常裁判における検察官の上訴ないし、再審請求事件における検察官の上訴、抗告、異議申立は憲法違反であると考えている。刑事訴訟法学者にも同様の考え方を示す者がいる。この論点については別の機会に論じる。水谷規男は「異議審は、本件開始決定の当否を審査する場である。しかし、請求人側からの棄却決定に対する異議申立の場合を別として、利益再審の認めた現行法の再審制度の下では、その性格は請求段階の証拠を前提した事後審理でなければならないはずである。検察官が異議審において、たとえば本件開始決定が新規性、明白性を認めた各鑑定について、それに対抗するための鑑定を行ったり、あるいは新証拠を離れて有罪方向で新たな事実を主張して立証活動を行うことは

許されない」とし指摘し、さらに、「たとえば、検察官が鑑定の不備をいうのであれば、それは再審公判の段階で、再鑑定を行ったうえで主張されるべきである」と主張する（水谷規男「名張事件再審開始決定について」阪大法学55巻2号 2005年 80-85頁。同趣旨の論稿として水谷規男「名張事件再審開始決定の意義」季刊刑事弁護43号 2005年 75-80頁、水谷規男「裁判員裁判と上訴・再審制度の課題」法律時報79巻12号2007年73-79頁）。筆者も同意見である。この指摘は、別の論点であるが、死刑再審請求人の身柄の釈放問題にもつながるものである。

- [14] 当日は、私は名古屋高裁で「不当決定」を目にした。テレビも10時のニュースで報道し、新聞各社も夕刊の一面で「棄却決定」を一斉に報じた。
- [15] 再審請求人・弁護団が特別抗告決定書を手にしたのは4月6日である。その日私は、最高裁への要請行動として、門前でピラを手渡し、マイクを持って「最高裁は名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに再審開始決定を、そして身柄の即時釈放」と訴えていた。その時、支援者の一人の携帯電話に決定書が主任弁護人・鈴木泉弁護士の事務所に届いていると聞かされた。その決定は「差戻決定」であった。その後も最高裁要請を続けた後、早急「決定書」を読むために、救援会中央本部を訪れ、ファクスで送られてきた「決定書」を読んだが、納得できない部分がたくさんあった。関係者と意見交換をしたが、弁護団が言うように「再審開始決定、無罪へ向けて、光が差した決定」であったが、弁護団と支援者が主張していた最高裁での自判による再審開始決定ではなく、名古屋高裁での審理のやり直しであった。そのことは決定が出されるまで時間がかかることになり、奥西勝さんの「命」を救出するには、さらに困難が続くことになるのである。水谷規男は「名張毒ぶどう酒事件」について多くの論稿を執筆している。その論稿のおわりの部分で、「裁判所によって奥西さんを犯人と認定することへの疑いが認められたのに、奥西さんが獄死するような事態に至れば、裁判官、検察官の責任は重大である。」（水谷規男「名張事件——自白神話に科学の目でいどむ

——」法学セミナー669号 2010年 9頁）と主張する。水谷規男は第5次再審請求異議審の途中の1991年春から、弁護団会議にオブザーバーとして参加している刑事訴訟法学者である。奥西勝さんの早期救済を訴えるものは多い。さらに「本決定を受けた差戻異議審としては、再鑑定にこだわることなく、新証拠3の科学的知見に基づく結論が否定できないことを確認したうえで、総合評価を行って請求人の早期の救済を図るべきであろう。」（水谷規男「再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法があるとされた事例——名張事件第七次再審請求」ジュリスト1420号 2011年 246頁）と指摘している。参照、日本弁護士連合会「名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求最高裁決定についての会長声明（2010年4月6日）、日本国民救援会中央本部声明「名張毒ぶどう酒事件第7次再審最高裁決定について」（2010年4月7日）

- [16] 憲法第31条の「適正手続の保障」と憲法第32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」この規定の解釈として、再審請求事件の場合を念頭においていないと考えられてきた。「再審請求手続」は「裁判」ではないという考え方であった。刑事訴訟法規則286条「再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない」と規定する。この規定は再審請求人が再審請求手続に参加し、意見陳述の機会を保障したものと理解しなければならない。再審請求人・奥西勝さんがこれまでの再審請求において、この機会が保障されてきたのかは検討の課題である。なお、死刑再審開始決定・無罪判決が確定した「松山事件」の第2次再審請求即時抗告審で、仙台高裁刑事第2部は、弁護人の主張を認め、1973年9月18日に「原決定を取消す。本件を仙台地裁に差戻す」決定をした。その決定理由で、「請求人の意見陳述の機会を奪ったものといわざるを得ず」と指摘し、手続違反に言及している。参照、日本弁護士連合会編『続・再審』日本評論社、1986年 175頁。「憲法的刑事

手続」については、筆者は、すでに「名張毒ぶどう酒事件」第6次再審請求の請求審と異議審の決定は、憲法31条と刑事訴規則286条違反であることを指摘している。参照、脇田吉隆「再審における憲法的刑事手続」救済情報27号2000年20-21頁。

Consideration of the Social Rehabilitation of Mr. Masaru Okunishi in the Nabari Poisoned Wine Case (1)

Yoshitaka Wakita

Department of Social Rehabilitation,
Faculty of Rehabilitation,
Kobe Gakuin University

This article is an overview of the status of the trials held in the Nabari Poisoned Wine Case, which occurred in Kuzuo Village, Nabari-shi, Mie, Japan, 51 years ago. The appellant for retrial, Mr. Masaru Okunishi, who was a condemned prisoner at the Nagoya Detention Center and who has now been transferred and detained at Hachioji Medical Prison, has been pleading his innocence from the occurrence of the offence to the, currently, 7th appeal for retrial. This is an unprecedented trial in Japan's judicial history: a former not-guilty ruling was reversed to a death-sentence ruling and sustained by the Supreme Court. In addition, despite the decision to commence a retrial and suspend the carrying out of the sentence, a ruling to disaffirm the prior decision and dismiss the appeal for retrial was rendered. The disaffirmance decision was reversed and remanded by the Supreme Court since "it was not based on scientific evidence," but the decision to dismiss the appeal for retrial was rendered again, and we cannot constrain our "anger" any longer. The processing of trials in this manner violates the "criminal due process" guaranteed by the Constitution of Japan, and the "Decision of the Shiratori and Saitagawa Case" passed by the Supreme Court, which declared that the golden rule of criminal trials "in case of doubt, favor the defendant (*in dubio pro reo*)," shall apply to the appeal for retrial. If the golden rule is strictly applied, the not-guilty ruling of the first instance will be finalized, and in the appeal for retrial, the decision of commencement of retrial and not-guilty ruling will be finalized and the "social rehabilitation" of Mr. Masaru Okunishi will be realized.

Key Words: Mr. Masaru Okunishi, False-accusation case, Case of appeal for retrial of death sentence, Social rehabilitation, The Count of Monte Cristo crossing the century, Application of the "golden rule" and "principle"